

日本 ALS 協会千葉県支部規約

- 1 本会を日本 ALS 協会千葉県支部と称し、事務局を事務局長宅に置く。
- 2 本会は協会本部と緊密な連絡をとりながら、千葉県内で協会の目的を具体化するため、次の活動を行う。
 - (1) 会員相互の交流のための企画
 - (2) 患者・家族の"総合的ケア"の確立
 - (3) 未入会患者・家族への働きかけ
 - (4) 医療相談会等の開催
 - (5) 会員の拡大と地域への啓蒙活動
 - (6) 行政、医療、保健、福祉機関への働きかけ
 - (7) パソコン、スイッチ等のコミュニケーション活動
 - (8) 支部だよりの発行
 - (9) その他
- 3 必要に応じて、地域内の関係諸団体と提携して活動する。
- 4 日本 ALS 協会に入会している会員で、千葉県内に居住する会員は、自動的に千葉県支部会員となるものとする。
- 5 本支部に、支部長、副支部長、運営委員(若干名)、事務局(事務局長、会計を含む)、会計監査の役員を置く。
- 6 役員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。
- 7 役員は支部総会で選出する。
- 8 役員会を 2 ヶ月に 1 回、事務局で開き、支部の運営にあたる。
- 9 支部総会は年に 1 回開き、次のことを決める。
 - (1) 役員の選出
 - (2) 経過報告、決算の承認
 - (3) 活動方針、および予算の決定
 - (4) その他重要事項
- 10 臨時役員会および臨時総会は、支部長の権限において随時に開くことができる。
- 11 支部活動に必要な経費は、寄付および本部からの支部助成金でまかなう。
- 12 会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。
- 13 本規約は総会において出席者の過半数をもって改正、または廃止できる。

(附則)本規約は昭和 62 年 10 月 11 日千葉県支部設立日からとする。